

顧客情報データ移管サービス利用条件

第1条（適用関係）

- 「顧客情報データ移管サービス利用条件」(以下「本条件」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供する「顧客情報データ移管サービス」(詳細は第 2 条に定めるものとし、以下「本サービス」という)の利用を申し込み、当社がこれを承諾した者(以下「利用者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。
- 本条件に定めなき事項は、「ぐるなび台帳利用条件」(以下「原条件」という)が適用されるものとし、本条件と原条件の定めが相反する場合は、本条件の定めが優先して適用される。
- 前項の定めに基づき本サービスの利用につき原条件を適用する場合、本条件における用語の定義は、次の各号に掲げるとおり読み替えて適用する。
 - 「利用者」
第 1 項に定める「利用者」
 - 「本サービス」
第 2 条に定める「本サービス」

第2条（本サービス）

- 当社は、利用者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスを提供する。
 - 顧客情報データ移管サービス
利用者が、本サービスの利用開始前より有している指定店舗のユーザーにかかる情報(ユーザーの氏名、連絡先、予約情報等を含むがこれらに限られない。以下「顧客情報」という)の、本システムへの移管を実施するサービス
 - 前号に付随関連する諸サービス
- 当社は、当社の裁量で、本サービスの全部または一部の内容を変更することができる。

第3条（本契約の成立）

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申し込む。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなす。
- 当社は、前項の申し込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
- 本条件に基づく利用希望者と当社との契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第4条（本契約期間）

本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約成立時から、当社による本サービスの提供が終了した日までとする。

第5条（本サービス料）

- 利用者は、本サービス利用の対価として、本申込書記載の利用料(以下「本サービス料」という)を支払う。
- 利用者は、当社に対し、当社が別途定める時期および方法により、本サービス料を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。

第6条（顧客情報の移管）

- 利用者は、本システムへの移管を希望する顧客情報を、当社所定の方法に従い当社に提供することで、当社に対し顧客情報の本システムへの移管作業(以下「移管作業」という)を委託し、当社はこれを受託する。
- 当社は、前項に基づき利用者より提供を受けた後、遅滞なく、当社所定の方法にて顧客情報を本システムへ移管する。なお、当社は、顧客情報につき、編集、加工、改変等を一切行わない。
- 当社は、前項に基づく移管作業が終了した場合、利用者に対し、当社所定の方法によりその旨を通知する。当社が、当該通知を行った時点をもって、当社の利用者に対する本サービスの提供は終了する。
- 利用者は、前項の通知を受けた後、遅滞なく内容を確認の上、本システムへの登録作業を行う。

第7条（当社による顧客情報の利用等）

本サービスによって本システムに移管された顧客情報の取り扱いについては、原条件第 13 条の規定を、「データ等」を「顧客情報」に読み替えた上で準用するものとする。

第8条（免責）

当社は、本システムへの顧客情報の移管に起因したまたは関連して生じたクレーム、申し立て、紛争等(以下「紛争等」という)につき、一切責任を負わない。

第9条（残存条項）

終了事由のいかんを問わず、第 5 条(本サービス料)および第 7 条(当社による顧客情報の利用等)の規定の効力は、本契約終了後においても存続するものとする。

以上
制定日:2018 年 9 月 4 日